意見聴取会の関係例規

- 〇枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会設置要綱
- 〇枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋)
- ○枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会の傍聴に関する 取り扱い要領

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に向けて、同条第2項各号に掲げる事項について学識経験を有する者等の意見を聴取するため、枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会(以下「聴取会」という。)を置く。

(聴取会の構成)

- 第2条 聴取会は、聴取会委員11人以内で構成する。
- 2 聴取会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 産業団体を代表する者
 - (3) 労働団体を代表する者
 - (4) 金融機関を代表する者
 - (5) 放送、出版、インターネット等により地域の情報を発信する団体を代表する者
 - (6) 市民団体を代表する者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(聴取会委員の依頼)

第3条 聴取会委員の依頼期間は、総合戦略の策定に関して必要な意見聴取の終了時までとする。 (聴取会委員の身分)

第4条 聴取会委員は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

- 第5条 聴取会は、市長が招集し、聴取会委員の意見を聴取する。
- 2 聴取会の円滑な進行を図るため、聴取会に、座長を置くものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 聴取会は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。 (秘密の保持)
- 第6条 聴取会委員は、聴取会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。聴取会委員でな くなったときも、また、同様とする。

(報償金の支給)

第7条 聴取会委員には、聴取会への出席1回(1日に同一の聴取会が複数回開催された場合にあっては、1日)につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。

(庶務)

第8条 聴取会の庶務は、総合政策部企画課が担当する。 (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、制定の日から施行する。 附 則 [令和元年枚方市要綱第16号]

この要綱は、制定の日から施行する。

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)

(会議の公開の決定等)

- 第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。
 - (1) 法令等の規定により非公開とされる会議
 - (2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。) が含まれる事項に関する審査等を行う会議
 - (3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

(会議の公開の方法等)

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

(意見聴取会及び庁内委員会)

- 第9条 第3条(第6項を除く。)から前条までの規定は、意見聴取会について準用する。
- 2 第6条(第3項第9号から第13号までを除く。)及び第7条の規定は、庁内委員会について準用する。この場合において、第6条第4項中「経過が分かるように、発言者及び発言内容」とあるのは、「概要をまとめ、決定に至る審議の過程」とする。

【枚方市情報公開条例第5条】

(保有情報の公開義務)

- 第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報 (以下「非公開情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求を したもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該保有情報を公開しなければならな い。
 - (1) 個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関

する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め られる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保

護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他 の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人 が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及 ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂 行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な 事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見 を困難にすること。
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方 公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害 すること。
- ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。
- ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会の 傍聴に関する取り扱い要領

1 趣旨

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会(以下「意見聴取会」という。)の 傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 意見聴取会の公開

意見聴取会は、原則として公開により行うものとする。なお、意見聴取会の座長(以下「座長」という。)は、特に必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

- 3 傍聴の手続き
- (1)審議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、事前に自己の住所及び氏名等を記載した「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会傍聴人受付簿」を提出するものとする。
- (2) 傍聴の定員は、会場の都合により、座長が、その定員の数を決定する。
- (3) 傍聴の受付は、意見聴取会の開催時刻までに行うものとする。
- 4 傍聴の区分

座長は、傍聴席を、必要に応じて一般席及び報道機関席に分けることができる。

- 5 傍聴席に入ることができない者
- (1) 意見聴取会の進行を妨害し、又は他者に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることはできない。
- (2)児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではない。
- 6 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2)発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4)座長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (5) その他意見聴取会の進行を妨げるような行為をしないこと。
- 7 座長の指示の遵守

傍聴人は、すべて座長の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

座長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は 傍聴人に退場を命じることができる。

9 資料の取り扱い

意見聴取会で委員に配付する資料は、原則として、傍聴人にも配付する。ただし、有料図書及び部数に限りのある冊子、並びに枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する情報に該当すると認められる資料については、この限りではない。

10 補則

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会傍聴人受付簿

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会を傍聴します。なお、傍聴にあたっては、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会の傍聴に関する取り扱い要領」に従い傍聴します。

住 所						
氏 名						
傍聴日	令和	年	月	月 ()	